

社会福祉法人なごみ福祉会  
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみ福祉会（以下「法人」という。）の非常勤の役員及び評議員並びに評議員選任等委員、苦情対応第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等には報酬を支給することができる。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、役員等が理事会等に出席した場合に、別表1の定めるところにより支給することができる。

2 役員等が第1項以外の日において、法人業務及び事業運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会等への出席や法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表3の定めるところにより費用を弁償する。費用弁償は、鉄道賃、車賃とする。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(支給の方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支払いは、出席又は業務遂行時に支給するものとする。ただし、口座振込みの場合は、出席等があった月の翌月末までに支給する。費用弁償の支給については、前条による支払い事由の発生した時に支払う。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、平成29年6月20日より施行する。

別表1（第3条第1項関係）

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	日額 5,000円
評議員会出席報酬(評議員)	年額 8,000円
評議員会出席報酬(役員等)	日額 5,000円
評議員選任等委員会報酬	日額 5,000円

但し、理事長は年間3万円、役員等は一人当たり支給限度額を2万円とする。

別表2（第3条第2項関係）

名 称	報 酬 額
理事長業務報酬	日額 5,000円
理事業務報酬	日額 5,000円
監事監査指導報酬	日額 10,000円
苦情対応第三者委員報酬	日額 5,000円

但し、役員等年間一人当たり支給限度額は上記金額とする。

別表3（第4条関係）

名 称	費 用 弁 償
役員等理事会等出席時 及び業務遂行時等	実 費 額